養介護施設従事者等による 高齢者虐待の概要について



平成29年9月4日 群馬県健康福祉部 地域包括ケア推進室 認知症・地域支援係

本日の内容

- 1 高齢者虐待防止について
- 2 身体拘束防止について

1 高齢者虐待防止について

高齡者虐待防止法

(平成18年4月施行)

■正式名称

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

目的(第1条)

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要

高齢者虐待の防止等に関する

- ○国等の責務
- 〇高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置
- 〇養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する支援 のための措置等を定める

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進

高齢者の権利利益の擁護に資する

高齢者の定義

法第2条第1項

「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

<65歳未満の者について>

- ・養介護施設に入所または利用している者
- ・養介護事業に係るサービスの提供を受ける 障害者

については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用される。(第2条第6項)

法第2条第5項

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- •老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- •介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

•「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

高齢者虐待の定義

法第2条第3項

• 高齢者に対する次の行為

- ①養護者による虐待 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等 による高齢者虐待
- ②養介護施設従事者等による虐待 介護施設・事業所の従事者による高齢者虐待

「養介護施設従事者等」による高齢者虐待の定義と類型

第2条第5項

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を 加えること。
	暴力的行為本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討 せずに高齢者を乱暴に扱う行為
	•「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
介護・世話の 放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ・必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限さ
	・必要な用具の使用を限定し、高齢者の安全で打動を削減さし せる行為 ・高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
	- 同断句の推列を無況した1」向よたはての1」向の双直

心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ・威嚇的な発言、態度 ・侮辱的な発言、態度 ・高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・その他
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者に対してわいせつな行為をさせること。 ・本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
経済的虐待	当該高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から 不当に財産上の利益を得ること。 ・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金 銭の使用を理由なく制限すること

公益社団法人日本社会福祉士会「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」(2011年度老人保健健康増進等事業)

養介護施設設置者・事業者の責務

法第20条

- ・従事者に対する研修
- 利用者家族からの苦情処理体制の整備
- 従事者等による高齢者虐待の防止措置

※養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・発見・対応 の責任は、従事者個々人の問題だけでなく、施設・事業所そ のものにあると言える。

通報等(1)

- 通報の義務(第21条)
- 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等が勤務する 施設・事業所において従業者等による高齢者虐待を受けたと思わ れる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報しなけれ ばならない。(第1項)

(この他にも)

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高 齢者を発見した者
 - ※生命又は身体に重大な危険が生じている場合 ・・・・市町村への通報義務(第2項)
 - ※その他の場合・・・・市町村への通報努力義務(第3項)
 - ・高齢者虐待を受けた高齢者・・・・市町村への届け出ることが できる(第4項)

通報等②

- 通報の義務(第21条)
 - ・通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない。(6項)
- *「虚偽」(虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う)や「過失」(一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない)を除く
- ・通報をしたことによる不利益な扱い(解雇、降格、減給など)の 禁止(虚偽・過失を除く)(7項)

高齢者虐待の問題を施設・事業所の中だけで抱え込まずに、 早期発見・早期対応をはかるため

※施設・事業所内で対応したことで、通報義務は消失しない。

高齢者虐待防止法に基づく対応状況(H27年度:群馬県)

	通報•相談	うち虐待と認定
養護者による虐待	307	163
養介護施設従事者等による虐待	16	1
合 計	323	164

相談・通報者(養介護従事者等による虐待:複数回答)

	本人	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医療機関 従事者	介護支援 専門員	l	警察	そ の 他	不明	合計
人数	1	4	3	2	1	1	1	1	4	1	19
%	5.3	21.1	15.8	10. 5	5.3	5. 3	5. 3	5.3	21.1	5.3	100.0

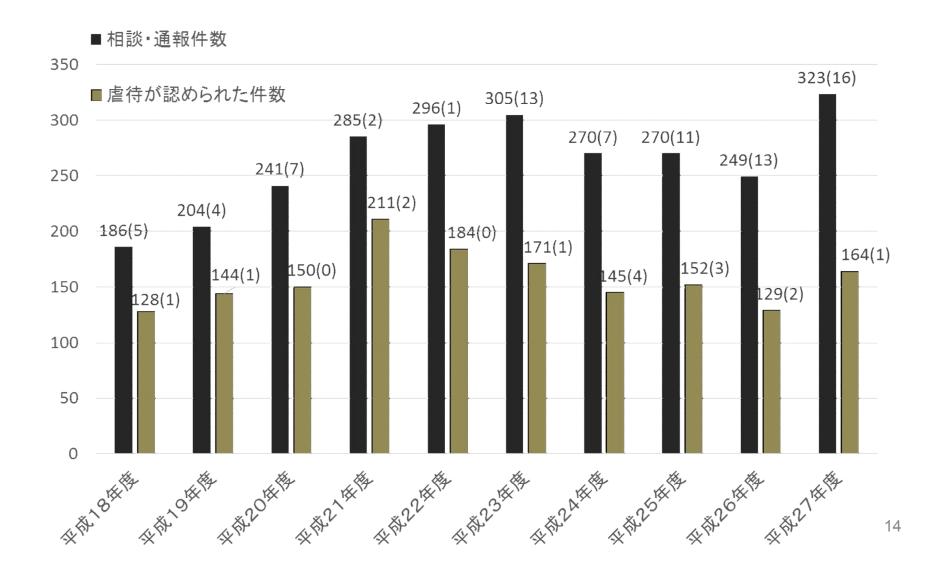
[※]相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数16件と一致しない。

相談・通報対応件数、虐待の事実が認められた件数の年度別推移

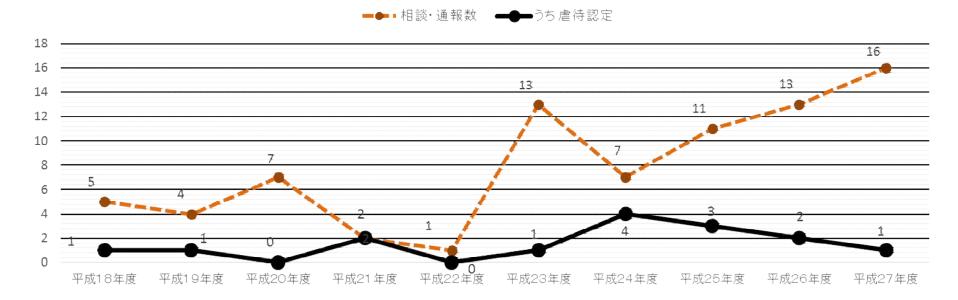
※ 件数は、養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待件数の合計

(群馬県)

※ ()は養介護施設従事者等再掲



養介護施設従事者による高齢者虐待の状況①



平成27年度 施設虐待 事例

虐待の状況	事 例
•性別	女性
•年齢階級	85~89歳
•養介護度	要介護5
・虐待の種別	身体的虐待
•種別	有料老人ホーム
・行った職種	介護職
▪措置	改善指導

養介護施設従事者等における高齢者虐待の状況②

• 虐待の発生要因

「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」等の要因が多い。

• 虐待者の特徴

「男性」や「30歳未満」の虐待者の割合が高い。

・ 認知症の関係

被虐待者に認知症がある場合で認知症日常生活自立度 IV・Mの場合、身体的虐待を受ける割合が高い。

養介護施設従事者等における高齢者虐待・不適切なケアの背景

- ●背景となる要因をとらえる
 - ・組織運営は健全か?
 - 負担・ストレスや組織風土の問題はないか?
 - ・チームアプローチは機能しているか?
 - ・倫理観を持ち、コンプライアンス(法令遵守)を考えているか?
 - ケアの質は保たれているか?



- 背景要因は相互に関係している場合が多い
- 放置されることで虐待の温床となり、虐待発生が助長される

高齢者虐待・不適切なケアが起きたらどうするか

- ●速やかな初期対応
 - 利用者の安全確保
 - •事実確認
 - •組織的な情報共有と対策の検討
 - 本人、家族への説明や謝罪、関係機関への報告
 - •原因分析と再発防止の取組

- ●正確な事実確認をする
- ●情報を隠さないこと

高齢者虐待・不適切なケアの 防止策①

組織運営の健全化

「理念とその共有」 の問題への対策	①介護の理念や組織運営の方針を明確にする ②理念や方針を職員間で共有する ③理念や方針実現への具体的な指針を提示する
「組織体制」 の問題への対策	①職責・職種による責任・役割を明確にする ②必要な組織を設置・運営する ③職員教育の体制を整える
「運営姿勢」の問題への対策	①第三者の目を入れ、開かれた組織にする ②利用者・家族との情報共有に努める ③業務の目的や構造、具体的な流れを見直してみる

高齢者虐待・不適切なケアの防止策②

負担やストレス・組織風土の改善

「負担の多さ」 の問題への対策	①柔軟な人員配置を検討する ②効率優先や一斉介護・流れ作業を見直し、個別ケアを推進する ③もっとも負担の高まる夜勤時に特段の配慮を行う
「ストレス」の問題への対策	①職員のストレスを把握する ②上司や先輩が積極的に声をかけ、悩みを聞く
「組織風土」の問題への対策	①組織的な対策に1つずつ丁寧に取り組んで行く ②取り組みの過程を職員間で体験的に共有する ③負担の多さやストレスへの対策を十分にはかる

高齢者虐待・不適切なケアの防止策③

チームアプローチの充実

「役割や仕事の範囲」 の問題への対策	①関係する職員がどのような役割をもつべきかを明確にする ②リーダーの役割を明確にする ③チームとして動く範囲を確認する
「職員間の連携」の問題への対策	①情報を共有するための仕組みや手順を明確に定める ②チームでの意思決定の仕組みや手順を明確に定める ③よりよいケアを提供するためには、立場を超えて協力することが必要不可欠であることを確認する

高齢者虐待・不適切なケアの 防止策④

倫理観とコンプライランスを高める教育の実施

「"非"利用者本位」	①介護サービスにおける「利用者本位」という大原則をもう一度確認する
の問題への対策	②実際に提供しているケアの内容や方法が「利用者本位」に基づいたものであるかをチェックする
「意識不足」の問題への対策	①基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底する ②目指すべき介護の理念をつくり共有する
「虐待・身体拘束	①関連する法律や規定の内容を知識として学ぶ
に関する知識」	②身体拘束を行わないケアや虐待を未然に防ぐ方法
の問題への対策	を具体的に学ぶ(「覚える」よりも「考える」学習を)

高齢者虐待・不適切なケアの防止策⑤

ケアの質の向上

「認知症ケア」の問題への対策	①認知症という病気やその心理について、正確に理解する ②認知症に伴う行動・心理症状には本人なりの理由があるという姿勢で原因を探っていく
「アセスメントと 個別ケア」 の問題への対策	①利用者の心身状態を丁寧にアセスメントすることが スタート ②アセスメントに基づいて個別の状況に即したケアを 検討する
「ケアの質を高める教育」の問題への対策	①認知症ケアに関する知識を共有する ②アセスメントとその活用方法を具体的に学ぶ(OJT の方法を工夫し、実践の中で学ぶ)